

★特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律★

フリーランス法について

1. 概要

特定受託事業者に係る取引の適正化に関する法律(いわゆる「フリーランス法」といいます。)が令和6年11月1日に施行されました。

シルバー人材センターの会員は、このフリーランスに該当しますので、会員がフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備するため、厚生労働省からシルバー人材センターの契約方法を見直すよう方針が示されています。

このため、令和8年4月から、新しい契約方法への移行を進めますので、ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、これまでどおりセンターが業務をお受けし、会員がその業務を行う手続きに変更はありませんので、ご安心ください。

2. 目的

フリーランス法は、フリーランスとして働く人々が安心して仕事ができる環境を整えるために制定されました。具体的にはフリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引を適正化し、就業環境を整備することを目的としています。

3. 適用対象

この法律の適用対象は、発注事業者からフリーランスへの業務委託です。

フリーランスとは、従業員を使用せず個人で業務を受託する人を指します。

請負・委任でお仕事をしている会員さんもフリーランスとなります。なお、派遣でお仕事をしている会員の皆さんは、フリーランスではありません。

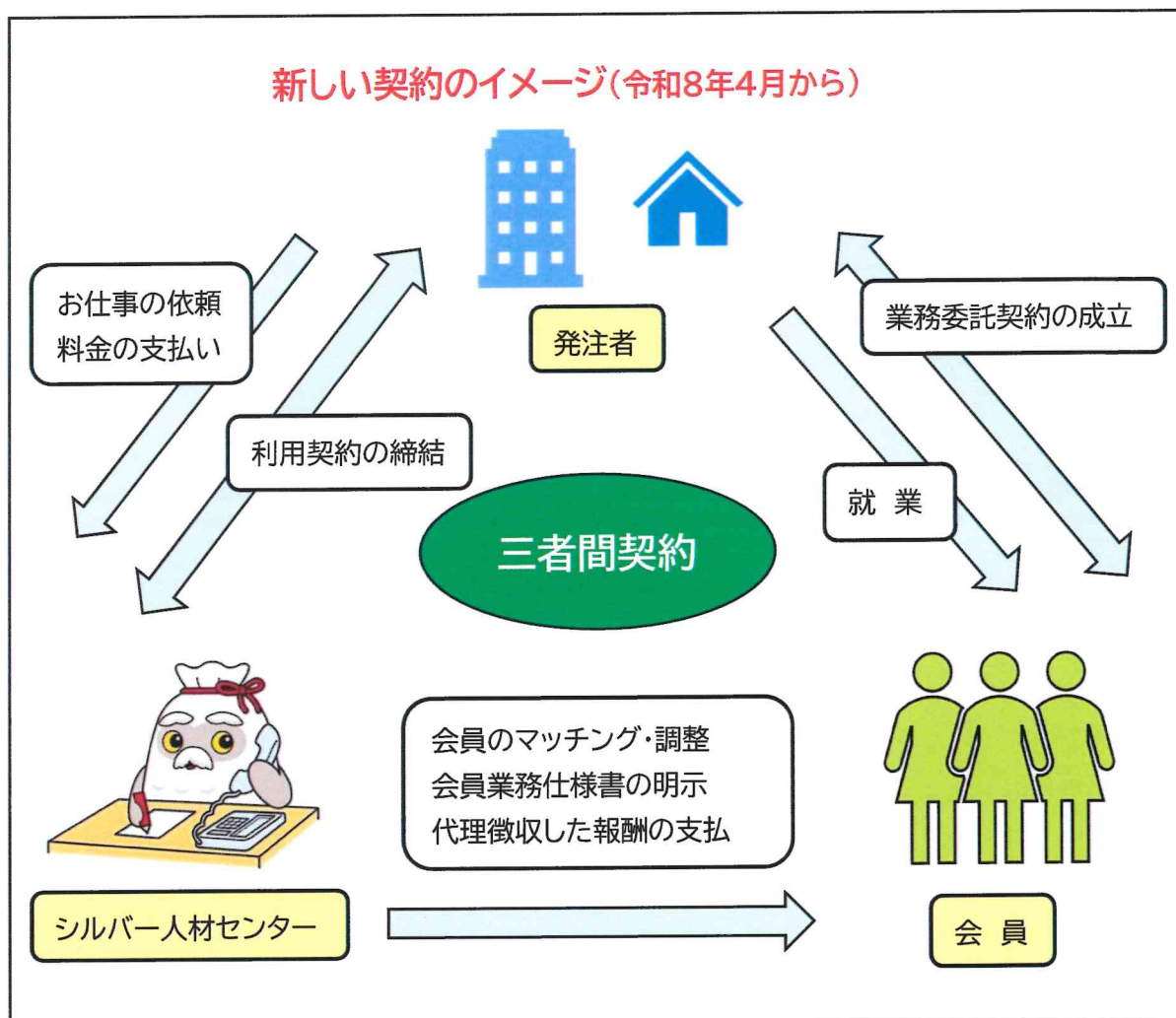
4. 発注事業者の義務

発注事業者は、フリーランス(シルバー人材センター会員)に対して、契約条件を明示する義務が生じます。明示するものは業務の内容、報酬の額、支払期日などを、書面または電磁的方法で通知する必要があります。その他にも、「支払期日設定と期日内の支払」「募集情報の的確表示」「ハラスメント対策の体制整備」などの義務があります。

フリーランス法施行にともなう、請負・委任契約の 契約方法の変更について

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス法)の施行(令和6年11月1日)にともない、令和8年4月1日から大垣地域シルバー人材センターが行う就業機会の提供のうち、業務委託(請負・委任契約)によるものについては、この法律に対応するため、契約方法の見直しをおこないます。
なお、派遣契約によるものについては、契約方法の変更はありません。

シルバー人材センターが行うサービスの提供は、これまでと同じように当センターが窓口となり責任をもって業務を履行いたしますが、契約関係においては、発注者とセンターの間で利用契約が締結され、また、就業会員が業務仕様書に同意することにより、発注者と就業会員との間で業務委託契約が成立することとなります。



※発注者とセンターの契約関係は準委任となり、印紙税法上の課税文書に当たらないことから印紙は不要となります。

★発注依頼から業務終了までの主な流れ★

変 更 後	
発 注 依 頼	現行と変更ありません。 発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様などを調整します。
【新】 センター利用契約の締結	手続きは現行と変更ありません。 変更点は、センターを利用して会員に業務委託することに係る契約内容となり、センターは主に仕事と就業する会員とのマッチングや総合調整を担うことになります。
【新】 会員への就業条件明示と業務委託契約の成立	センターで対応するため、発注者の作業は発生しません。 センターが「会員業務仕様書」を作成し、会員に案内します。 会員が業務仕様書の内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。
【新】 業務委託料の請求	事務手続きの流れはこれまでと同じです。 「センター業務委託料」と「会員業務委託料」に分かれた内訳の請求書となり、センターがまとめて請求します。
【新】 適格請求書の発行	「センター業務委託料」に係る適格請求書は発行します。 「会員業務委託料」に係る適格請求書は発行できません。

★消費税申告時における仕入税額控除の変更について★

センターが発注者からいただく料金の内訳は、「会員業務委託料(就業会員への報酬)」と「センター業務委託料(センターが受けとる事務費や材料費等)」になります。

消費税等の納税計算時において、これまではセンターに支払う代金に対する消費税相当額分の全額が仕入税額控除の対象となっていました。新たな契約方法では、会員は原則免税事業者であるため適格請求書(インボイス)を発行できないことから、「会員業務委託料分」については仕入税額控除の対象となりません。

料 金 の 内 訳	業 務 内 容	仕入税額控除
① 会員業務委託料	会員の就業対価(代理請求)	対象外(非適格請求書分)
② センター業務委託料	センターの事務費及び材料費	対象(適格請求書分)

※会員は原則免税事業者であるため、①会員業務委託料分については仕入税額控除ができず、インボイス登録事業者である②センター業務委託料のみ仕入税額控除が可能となります。

★新契約方法により消費税納税面で影響を受ける発注事業者★

一般家庭など事業者ではない発注者 (もともと消費税の申告納付を行っていない)		○影響なし
民 間	年間課税売上高 5,000 万円以下で、かつ簡易課税制度を選択 (簡易な計算方法で消費税の申告納付を行うためインボイス不要)	○影響なし
	上記以外の民間企業	×影響あり
公 共	一般会計で租税を原資として行われる仕事 (租税は対価性のない収入として、課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなす特例が適用される)	○影響なし
	特別会計で利用料金等を原資として行われる仕事	×影響あり

新契約(新たな包括契約な流れ)について

